

平成28年第9回教育委員会

臨時会議事録

平成28年12月26日

東久留米市教育委員会

平成28年第9回教育委員会臨時会

平成28年12月26日午前10時05分開会
市役所7階 701会議室

議題 (1) 諸報告

- ①「今後の東久留米市立図書館の運営方針（案）」に係るパブリック・コメント（12月1日～12月15日受付分）について
- ②「今後の東久留米市立図書館の運営方針（案）」に係るパブリック・コメントの意見について
- ③東久留米市立図書館協議会の「今後の東久留米市立図書館の運営方針（案）」についての意見について
- ④請願の受理について
- ⑤東京都学力向上を図るための調査結果について
- ⑥平成28年第4回市議会定例会について
- ⑧その他

出席者（5人）

教 育 長	直 原 裕
委 員 (教育長職務代理者)	尾 関 謙一郎
委 員	名 取 はにわ
委 員	細 田 初 雄
委 員	細 川 雅 代

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	師 岡 範 昭
指 導 室 長	宍 戸 敏 和
教 育 総 務 課 長	小 島 信 行
学 務 課 長	廣 瀬 朋 子
生 涯 学 習 課 長	市 澤 信 明
図 書 館 長	岡 野 知 子
主幹・統括指導主事	富 永 大 優

事務局職員出席者

庶 務 係 長	鳥 越 富 貴
---------	---------

傍聴者 54人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前10時05分)

○直原教育長 これより平成28年第9回教育委員会臨時会を開会します。本日は全員出席です。

◎議事録署名委員の指名

○直原教育長 本日の議事録の署名は細田委員をお願いします。

○細田委員 はい。

◎会議の進め方

○直原教育長 会議の進め方について、教育総務課長から説明をお願いします。

○小島教育総務課長 諸報告7件のうち最後の1件が人事案件になりますので、その部分については非公開でお願いしたいと思います。

○直原教育長 お諮りします。本日の諸報告の最後の案件は人事案件になりますので、非公開で行いたいとの説明がありましたが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

◎傍聴の許可

○直原教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますね。

○鳥越係長 いらっしゃいます。

○直原教育長 お入りいただきます。

(傍聴者 入室)

傍聴の方にお話しします。お配りしている資料については、お入要の場合はお持ち帰りいただけます。なお、諸報告の最後に行う「東久留米市立学校教職員の服務事故に係る指導について」は非公開となりますので、その時点で傍聴の方はご退席いただきますのでご了承をお願いします。

◎議事録の承認

○直原教育長 議事録の承認に入ります。11月7日に開催した第11回定例会、及び12月1日に開催した第12回定例会の議事録についてご確認いただきました。第11回定例会の議事録については細川委員から修正のご連絡をいただきましたが、第12回定例会については特によろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

異議なしと認め、いずれの議事録も承認されました。

◎諸報告

○直原教育長 議題に入ります。諸報告の①から④までは関連しますので、まとめて説明させていただきます、分けてご議論いただきたいと思います。初めに「①「今後の東久留米市立図書館の運営方針(案)」に係るパブリック・コメント(12月1日～12月15日受付分)に

ついて」、図書館長から説明をお願いします。

○岡野図書館長 「今後の東久留米市立図書館の運営方針（案）」については、11月1日から20日までパブリック・コメントを実施しましたが、広報紙の記載に誤りがあり、12月1日から15日まで追加で募集を行いました。パブリック・コメントについては市内在住の方から99通、市外の方から37通の合計で136通いただいています。本日、ほぼ原文のままの書き写したものを資料として提出しています。

今回のご意見についても傾聴に値する意見をたくさんいただいています。例えば、文書館と博物館機能との複合を考えるとどうかというご意見。地区館や民間の能力は高いというが、中央図書館は機能が違うのでいかがかというご意見。実際にボランティアとして地区館とかかわっていらした方の現状についてのご意見。市長により行われた財政健全経営検討会議の委員でいらした方からは財政健全経営方針との不一致があることのご指摘、また、現役の高校生からはご自分の不登校時代にいかに図書館に支えられたかというご意見。市外からは専門的なご意見として、法律専門の図書館員の方が、図書館の対象としている利用者の中には市議会議員や市の行政職員もあるのでこの方針について検討していただきたいという貴重なご意見をいただいています。

○直原教育長 続いて、2番目の資料の説明をお願いします。

○岡野図書館長 11月と12月を合わせ、市内から303通、市外から76通の合わせて379通のパブリック・コメントをいただいています。そのうち、この方針（案）について肯定的なご意見は7通、反対あるいは現状維持ということで再考を促したいというご意見が367通。どちらでもないご意見、図書館サービスに対するご意見が5通ありました。資料にあるように、「今後の東久留米市立図書館の運営方針（案）についてのご意見の概要（素案）」ということで、事務局において379通のご意見について抽出を行い、55の 카테고リーに今暫定的に分けさせていただいています。

ご意見の概要としては、まずは（案）そのものというか考え方に対して、教育委員会や図書館に対するご意見として1番から7番までに整理しています。方針（案）の内容については主に反対のご意見が多くなっています。指定管理者を導入すると指定期間が限定されることについてのご意見、また、そもそも担当者が民間事業者であることに対するご意見。これについてはもちろん賛成のご意見もあります。選書・除籍についてのご意見もあります。

裏面をご覧ください。11月25日付の政府による経済財政諮問会議において、総務大臣が図書館等に対する指定管理者への導入についての資料を出しており、それに関連したご意見があります。指定管理者導入によってサービス等に影響が出るというご意見、実務と行政が分けられてしまうことに対するご意見、現状の図書館専門員についてのご意見、方針（案）そのものについての論理についてのご意見、コストについてのご意見、施設の貸出を見直すことについてのご意見、施設の整備についてのご意見、教育委員会としての、この間の方針（案）の提案に至るまで手続についてのご意見、最後に地区館を検証してこの方針（案）を立てていますので、中央館及び地区館の現状についてのご意見。大きな項目としてはこのように分け、その中をさらに55項目に分けています。本日、ご議論をいただいた上で、この概要とそれに対する見解をまとめていきたいと考えています。

続いて、東久留米市立図書館協議会から「『今後の東久留米市立図書館の運営方針（案）』についてのご意見」として11月29日付でご意見をいただいていますので、そちら

について説明します。これについては既に12月1日の定例会において報告しています。図書館協議会においては、今年度第2回と第3回の協議会において、「第二次東久留米市立図書館のあり方に関する検討委員会報告」及び今回の教育委員会が出しました「今後の東久留米市立図書館の運営方針（案）」について協議していただいています。また、図書館協議会においては、平成25年度に地区館に指定管理者が導入されてから毎年度、図書館事業についての事業評価を行っていただいています。そういったこれまでの蓄積及び今回2回の協議会の議論をもとに、お配りしているようなご意見をいただいています。

大きな項目だけ読ませていただきます。1. 現行の図書館運営を適切と考えます。2. 「今後目指すべき図書館像」が確実に実現されることを望みます。3. 図書館の選書は市民の文化の根幹であり、公明正大さを求めます。4. 図書館長や図書館運営の要となる市職員の育成、配置を求めます。5. 財政効果の少ない運営方法の変更には利点がないと考えます。6. 中央図書館のさらなる発展を望みます。7. 市民がつくった図書館を大事に発展させることを望みます。8. 教育委員会の方針決定にあたっては、市民の意見や専門家の意見を聞き、市民にひらかれた検討過程を経て決定されることを望みます。ということで、ご意見をいただいていますので、これについても本日ぜひ教育委員の皆様のご協議をお願いしたいと考えています。

続いて「④請願の受理について」です。平成28年12月16日付で「「今後の東久留米市立図書館の運営方針（案）」についてのパブリック・コメントを『教育委員会』において公開の場で公正に審査すること求める請願」を松原博也さん、小形亮さん、佐藤光子さんから「東久留米の図書館を考える会」という会からいただいています。請願項目は、1. 『教育委員会』は、公開の場において公正な立場で「今後の東久留米市立図書館の運営方針（案）」についてのパブリック・コメントと「図書館協議会の意見」を受けとめ、市民の財産である東久留米市立中央図書館の運営について話し合いを行ってください。2. 『教育委員会』は図書館協議会から提出された「今後の東久留米市立図書館の運営方針（案）」についての意見について、教育委員会の委員の皆様はどのように考えられているのか明らかにしてください。3. 『教育委員会』は図書館協議会から提出されている「今後の東久留米市立図書館の運営方針（案）」についての議論と問題点についての答えを明らかにしてください。以上3点が請願項目になります。

○直原教育長 「②『今後の東久留米市立図書館運営方針（案）』に係るパブリック・コメントの意見について」という、この間11月、12月に2回に分けて行いましたパブリック・コメントでいただいたご意見は全部で379通あるということですが、内容が重複する部分がありますので、先ほど図書館長から説明してもらいましたように事務局で整理しました。それが55項目になっています。資料の左側に大きくくりにした部分がありますので、この大きくくりにした順に議論、協議を進めたいと思います。

最初に、総論に当たるとは思いますが、大項目の1番から7番まで入っている「市・教育委員会・図書館に対して」、委員の皆様からご意見をいただければと思います。よろしくお願ひします。

○名取委員 この大項目「市・教育委員会・図書館に対して」のNo.1だけではなく全般にわたるとは思いますが、基本的な発言をさせていただきます。パブリック・コメントは民主主義国家で政策決定を行うとき、公平性・公正性を担保するために国民・市民の意見を聞く手段と

して大変重要な役割を持っており、行政手続法に規定されています。このたび、「今後の東久留米市立図書館の運営方針（案）について」は、市民から303通のご意見をいただきました。うち賛成は7通のみです。実に296通が中央図書館の指定管理者制度移行に賛成していません。この中には態度を若干留保している方もごく少数いらっしゃいますが、およそ97%以上が反対していらっしゃいます。これはほぼ100%といっても過言ではないと思います。さらに市外から、遠く宮崎県、先ほど岡野館長が言及されたように国会図書館員からも届いています。市外から全部で76通の素晴らしい意見が寄せられています。全てこれら市外からのご意見は中央図書館の指定管理者に対してノーです。合わせて97%が指定管理者制度にノーと言っています。これだけ多くのパブリック・コメントをいただいたのは、東久留米市としても初めてだということです。恐らく、これだけ多くの反対をいただいたのも初めてでしょう。これらのパブリック・コメント及びご意見については、図書館に永久に保存してホームページにアップして下さるようお願いいたします。

私は中央図書館の指定管理者制度にたった一人反対した委員ですから、パブリック・コメントを大変ありがたく拝読しました。それは素晴らしい内容でした。さらに追い風が吹きました。11月25日に国の重要会議である、内閣総理大臣が議長を務める経済財政諮問会議において、総務大臣は地方団体の図書館民営化についてトップランナー方式導入を見送ると正式に表明しました。総務省はご存じのとおり旧自治省が発展した役所です。経済財政諮問会議に提出する資料は全省庁の調整を済ませていますから、このことは非常に重要なことです。高市総務大臣はトップランナー方式から図書館等を外した理由として、以下のことを掲げています。

「一つ、地方団体は指定管理者制度を導入しない意見が多い。

教育機関、調査研究機関としての重要性に鑑み、司書等を地方団体の職員として配置することが適切である（図書館等）

関係省（文部科学省及び厚生労働省）や関係団体（日本図書館協会等）の意見がある。

実態として指定関係者制度の導入が進んでいない。

社会教育改正法（2008年）において「社会教育施設について、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮し、検討すること」等の附帯決議がある。」とあります。

要は、地方公共団体等と関係者の意見を取り入れたということです。これにより今後、指定関係者制度に移行する図書館はほとんどなくなるでしょう。全国の地方団体は図書館民営化を考える必要がなくなり、さぞかしほっとしていると思います。この東久留米市を除いて。

パブリック・コメントには、市の財政健全経営に関する基本的方針作成に関与した委員からも重要な意見が寄せられました。12月分の88番の方です。方針（案）が根拠としている財政健全計画の実行プランは中央図書館の指定管理者移行を意図していなかったのに、今回恣意的、意図的に根拠として使われていることに憤りを感じると言っておられます。確かに、これは根拠のある発言だと思います。すなわち、方針（案）の指定管理者移行の根拠は最初からなかったのです。また、多くの市民が民営化のコストについてご都合主義の計算を批判しています。複数会社の見積もりすら取っていない問題を前回指摘しましたが、今回も申し上げたいと思います。さらに、中央館の司書の能力が分館よりも高いことを指摘し、直営の中央館が指導してこそ分館が機能することを明らかにされています。中央館の司書の方々は優秀なので、どれほどお金を積んでもこれほど優秀な図書館をつくることはできない

ということだと思えます。これほど市の内外から評価される図書館員をもって、教育委員として心からうれしく思います。本当に感謝しています。

中央図書館を指定管理者にすることは、さまざまな角度から全否定されました。もはや指定管理者制度は止めるしかありません。この建設的なパブリック・コメントは最大限尊重されなければなりません。さらに実によりタイミングで国の風向きが変わったのです。

教育長、これでもこの方針（案）を1月の教育委員会で採決し、強行するお考えでしょうか。方針（案）に反対する委員は、状況を勘案すると恐らく私一人なので4対1で、民主主義により、多数決で楽に採決できるとお考えかもしれません。ですが教育長、民主主義は権力の暴走を阻止するために進化してきました。権力者が自分の考えに同調するものを集めて多数決で押し切ろうとする時、それを阻止する手段の一つとしてパブリック・コメントがあるのです。そして、教育委員会は何よりも住民の意向を踏まえなければならないのです。市民ファーストなのです。本来ならば教育委員はパブリック・コメントを体現する委員が100%で、教育長も含めて多数であってもおかしくない。ですから、もしも教育長が、市民とともにある委員が私一人であることを奇貨として、パブリック・コメントによってほぼ100%否定された中央図書館指定管理者制度移行を多数決で採決して強行するとすればそれは権力の暴走であり、民主主義をないがしろにするものです。民主的でない教育委員会はそもそも想定されていないのです。論理矛盾なのです。教育長が教育委員会と市民を分断することになれば、東久留米市教育委員会はこのとき全ての信用を失うでしょう。信用を失うのは一瞬ですが、回復するのは非常に困難です。ですから今、教育長がなすべきことは11月25日の高市総務大臣の方針とパブコメを受けて、方針（案）を取り下げ、最初から見直すことなのです。

本日傍聴にいらした皆様も、東久留米市教育委員会が物事を正しく決定する力があるのかどうか、本当に子どもたちに民主主義を教育する資格があるのかどうか、注視していただきますようにお願いします。

○直原教育長 傍聴の方はお静かに願います。ほかの委員の方はいかがでしょうか。

○細田委員 方針（案）を再検討あるいは撤回すべきとのご意見についてですが、私も個人的にさまざまな知人や友人と話をし、意見を聞いてきました。この方針（案）についてパブリック・コメントを行って、広く市民の方からさまざまな意見を聞くことができました。一つ一つ読ませていただきましたが、私としては方針（案）の考えを変えることにはなりませんでした。

方針（案）にも書かれていますが、私も、東久留米市図書館は地域を支える図書館でなければいけないと考えています。将来もよき図書館であり続けるために行政は行政としての責任を果たさなければいけませんが、その一方、できる限り民間の力を入れていくことが必要だと考えています。ついては、方針（案）にあるように準備期間を置いた上で指定管理者を導入することが望ましいと思えます。

○直原教育長 傍聴の方はお静かにお願いします。ほかの方はいかがでしょうか。

○尾関委員 私は、新たな運営方針というのはコストと図書館のあるべき姿、それから学校教育とのさらなる連携という点から推進されるべきだと思います。まず、新たな方針（案）は東久留米市全体の財政健全経営計画から出ていることを考えるべきではないかと思えます。この中で「財政身の丈の市政運営」が挙げられていますが、民間活力の導入による行政サー

ビスの維持向上ということから、図書館の運営方針の見直しが出てきたと理解します。市の27年度決算では、歳入については国や都からの地方交付金を充て、市債を合わせると40%を超えています。残高351億円の借り入れもあるということです。コストについては正規職員の削減について、事務局は数値を示していません。表面上の経費から経費削減になっていないというご意見がありますが、正規職員を雇用すると年間給与の1.5倍から2倍の支出があることを認識すべきだと思います。その中にさまざまな経費もあるということです。指定管理者になると正規職員は半減します。また、民間活力を導入するとサービス低下や図書館の運営ができないというご意見がありますが、現在、日本にある3,241館の公立図書館のうち、500館以上で指定管理者制度を入れています。この10年間ぐらいで公立図書館は1,000館ぐらい増えています。東久留米の地区館は全て指定管理者を入れていますし、小・中学校全校に配置されている司書も、指定管理者の会社に業務委託しているということです。また、民間企業に任せると文化的サービスが維持できないというご意見もかなりありましたが、それは民間を下に見た考えではないかと思います。ほとんどの雇用者は民間企業に採用されているわけですから。限りある予算の中で効率的に図書館を運営し、新しい図書館サービスを導入していくには、民間活力を入れていく方向であるべきだと思います。

今後目指すべき図書館像にはいずれも重要な項目が挙げられていますが、特に、子どもの読書活動の中軸となる図書館については新しい役割を果たすために必要なICT技術やサービス供給体制を柔軟に変更する力が必要だとなっているわけで、そこに注目すると、中央図書館、地区館、小・中学校の図書館司書が連携して児童・生徒に読書活動を促し、体系的に国語力を向上させる方策が必要だと思います。その点においても地区館や、学校図書館の司書が民間となっている中で中央図書館も民間活力を導入し、連携し、東久留米市の子どもたちの国語力が東京都はもとより全国平均より下回っているという状況を回復していくことが必要だと思います。まずは総論部分の意見として発言させていただきました。

○細川委員 方針(案)を撤回すべきだというご意見について、私はいろいろな人と話をし、伺ってきました。私の母も私も東久留米で育ってきて、私も地域の分館にも通い、現在の私がここにいると思っています。育児世代真ただ中のお母さん方にも話を聞くなどし、その上で、これから東久留米の将来を考えると指定管理者を導入したほうが良いと賛同しました。パブリック・コメントについては全部読ませていただきました。反対のご意見が大変多いですが、いただいた方は市民の方の一部だと思います。一部の方のご意見ももちろん参考にしながら、育児をされている方のご主人たちにも意見を聞いて回り、他の地区の図書館にも自分で足を運び、見学してきました。その上でもう一度考えさせていただきますと、先日発言しました。名取委員には現時点で勝手に4対1と決めないでいただきたいと思います。

現に、東久留米のスポーツセンターも指定管理者になっています。スポーツセンターは施設の貸出をして収入を得ながら運営していくところです。図書館は施設の貸出をするなどして収入を得ることはしないところです。その点も踏まえて考えました。指定管理者になったとしても、市民の協力を得ないといろいろな事業はやっていけないと思っていますが、東久留米の将来のことを考えると図書館にも民間の力を入れていくことも望ましいのではないかと思います。ほかの意見の委員もいらっしゃいますので、その意見を聞かせていただき、さらに私の考えを述べさせていただきたいと思います。

○直原教育長 最初に大きくりの総論部分に当たるところで、さまざまなご意見をいただきました。

○名取委員 今の皆様のご意見に質問させていただいてよろしいでしょうか。

○直原教育長 はい。

○名取委員 細田委員はお友達にいろいろのご意見を聞かれたとおっしゃいました。細川委員もいろいろのご意見を聞かれたとおっしゃいました。それは大変立派なことではあります、もともと民主主義には権力の暴走を抑えるために、いろいろな仕組みができています。そもそも私たちは一応、物事を決定する権力者なのです。その権力者の耳に心地良い、そういう発言のみで物事を決めるのはいけないということでパブリック・コメントがあるのです。ですから、その点は皆様方のお友達の意見とパブリック・コメントの重さは全然違います。パブリック・コメントは97%がノーと言っています。これは本当に重く受けとめる必要があると思います。

尾関委員に伺います。既に東久留米市立図書館の分館は指定管理者になっています。パブリック・コメントを踏まえると、分館は中央館が直営なのできちんと指導してうまく回っているというご意見です。尾関委員は国語力が心配だとおっしゃいますが、仮に指定管理者になってしまったとしたら、指定管理者になったところに「市の国語力を強めてくれ」なんて言えませんよ。それが最初の事業仕様になっていなければ、そんなのは聞くところではないのです、民間は民間の論理でいきますから。その場合、もはや民間の図書館館長はこの教育委員会には席がないのです。社会教育から離れるのです。そのことについてもう少し考えていただきたいと思います。

○細川委員 パブリック・コメントの意見と、私が聞いてきた市民の意見の重みが違うというのは間違えていると思います。

○名取委員 市民の意見とは言っていません。あなたのお友達の意見です。

○細川委員 私の友達も市民です。

○名取委員 いや、あなたのお友達はあなたのお友達です。

○細川委員 それも市民です。

○名取委員 分かっていない。

○細川委員 失礼ですね。インターネットやはがきを通じてパブリック・コメントを出したくても、育児真っただ中の方の中には出せない方もいます。日ごろ仕事をしている方についても、パブリック・コメントを出せない方もいます。そういう方々の話を聞いたのです。重みがどうかは全く関係ないと思います。

○名取委員 行政手続について、もう少し勉強していただきたいと思います。

○細田委員 この問題が持ち上がった時に、各小中学校の児童・生徒やPTAなどにも、学校を通して意見を聞けないかお願いしましたが、それは難しいだろうということでした。ついでには、私もその時点からずっと50代以下の市民、これからの東久留米市を中心になって担う方々に聞いてきました。また、教育委員として小・中学校に行った時に、児童・生徒にもこの問題について聞いてきました。そうしたところ、業者を入れたほうがいろいろな面でいいということでした。例えば、図書館の開館時間が長くなることです。場所によりますが、地域によっては指定管理者になっている図書館では365日休みなしに開館しているとか。本を借りて返すときは駅やコンビニなどに返す場所があると聞きました。指定管理者に

なってからそういうサービス面も良くなっているということです。また、施設の面では、照明一つとっても読みやすいように合わせてあるなど、非常に細かいところまで気を遣ってくれているということでした。そういう意見もお聞きして、私は指定管理者の導入という方針に賛同しました。

○名取委員 細田委員のご意見について一言申し上げます。東久留米市の図書館も返却ボックスが駅にあります。

○細田委員 指定管理者になった例として、コンビニに返却ボックスが設置されたことや、開館時間についても午後9時や10時までであれば帰宅時間の遅いサラリーマンも借りやすくなったなどを聞いています。

○名取委員 それはどちらかという周辺の話でして、今回、中央図書館を指定管理者にするかどうかということについてはちょっと視点が違うのかなという気がします。

○直原教育長 各論に入って同じご意見もあるかと思いますが、次の「区分」に入ります。

ここは「期間が区切られることについて」ということで、8番から10番までのご意見があります。数が少ないですが、運営、事業、蔵書、人材などについてご意見はありますか。

○細田委員 これまでのノウハウや専門性が失われるというご意見ですが、この運営方針案では、指定管理者を導入するための準備期間の中で新しい図書館像を具体化し、指定管理者に実施してもらった事業の内容を明確にして、それを指定管理者募集に当たって示す業務要求水準書に書き込むことにしています。そうすることで、引き継ぐべきノウハウや専門性は守ることができると思います。蔵書の継続性についてのご意見ですが、指定管理者を導入すれば選書と除籍の実務は指定管理者にやってもらうことになりませんが、選書や除籍の基準は市が責任を持って定め、市が定めた基準に基づいて指定管理者が選書と除籍を行いますし、指定管理者に対して定期的に評価を行います。もし、基準からずれていることが起こったら是正指導する考えがあります。ですから、蔵書の継続性は守られると考えています。

○直原教育長 今のご意見は8番目と9番目に関してです。ほかにはいかがでしょうか。

○名取委員 期限が切られること、民間事業者であること、選書・除籍についてでよろしいですね。パブリック・コメントを見まして、私は東久留米市の中央図書館が皆様からこれだけ評価されていることを本当にありがたく思っています。と申しますのは、図書館は一見すると中古の雰囲気があります。建物を見るだけだとそんなに立派ではないのですが、全国から、この中で何が行われているか、どんなに素晴らしいことが行われているか皆様がしっかりと見届けてくださっているのです。それがうれしくて仕方がありません。細田委員がおっしゃったことはまさに絵に描いた餅です。こんなことができるはずがありません。視察に行った指定管理者になっている千代田図書館には、教育長が私たちを連れていってくれました。しかし、指定管理者になって10年も経ってしまうと、選書や除籍の知識のある職員なんて市役所内には一人もいなくなってしまうのです。しかし、苦情は相変わらず役所に来る。それに対して、じゃ、どうなさいと言ったって、それが本当に通るかどうかについては、民間会社ですからそんなに生易しいものではないのです。その矛盾点について私は本当に肝に銘じてきました。まして、選書・除籍については既に指定管理者がいろいろなことをやっております、新聞沙汰にもなっています。ただ方針を示しただけでできるでしょうか。

今、本市の中央館は選書・除籍に当たっては、ものすごく厳密な作業をしていると思いますので、具体的なことを岡野館長に伺いたいと思います。

○岡野図書館長 現状の選書と除籍について簡単にご説明します。収集方針は、市というか図書館がつくり公開しています。公開するということは意見を取り入れ、変更していくことが可能であるという意味です。その方針に基づきますが、東久留米市には教育振興基本計画がありますので、教育委員会が定めた事業計画に基づいて資料の収集や提供を行っています。

○名取委員 どのくらいの時間を費やしているのですか。

○岡野図書館長 具体的な選書について簡単に説明しますと、選書は毎週ウイークリーで行う作業になっています。本市では指定管理者にも選書に参加していただいています。各図書館から挙げられてきた、購入しようと思うものをチェックし、最終的には毎週中央図書館において複数の司書による選定会議を行っています。その選定を行った時点で、担当の係長と図書館長が決裁して発注を行うという手順になっています。また、中央図書館にはそれ以外に部門別の選定会を設けており、四つのグループに分かれてそれぞれ司書が一般的な図書とは別に現在の蔵書構成で必要なもの、あるいは少し相談を要するもの、高価なものや専門的なものについてよく検討して選定を行っています。

また、除籍についても基準があります。こちらの作業については指定管理者にも頼んでいます。ただし、最後の1点、東久留米市立図書館としての最後の1点を除籍するかどうかについては最終的に中央図書館が判断するというので、先ほど申し上げました部門別の選定会において判断しています。こちら除籍の最終判断は図書館長が行う手順になっています。

○名取委員 今のお話から分かりますように、ただ基準があるだけではだめなのです。本市の図書館では最終判断は社会教育を担っている東久留米市の中央図書館長が行っているということが、大事だと思います。

○直原教育長 次の「民間事業者であることについて」に入ります。ここは11番から20番までありますがいかがでしょうか。

○尾関委員 公共サービスが損なわれる、あるいはサービスのノウハウに言及されており、いわゆる民間業者ではいろいろな齟齬（そご）をきたすだろうというご意見だと思います。しかし、きちんと市が行政責任を果たしていくことが方針にも書かれていますし、事業報告書なども出していくということです。また、民間企業にも今やCSR、企業の社会的責任というのがあり、今や個人情報漏えいしたこと倒産、解散という状況になるわけです。民間企業だから好き勝手なことをやるのではないかということは、全くの偏見だと思います。逆に、市役所のほうが倒産しないだけにいろいろなことが行われているのは、各地域の報道を見ても明らかではないかだと思います。民間企業だから必ず悪いことをするのだというのは偏見だと、私は思います。

○直原教育長 傍聴の方、お静かにお願いします。ほかにいかがでしょうか。

○名取委員 本市の図書館は既に分館が指定管理者になっています。今問題になっているのは、中央館を指定管理者にするかということです。市民の皆様は今までの方式が良いのだ、中央館がしっかりと指定管理者となった分館を指導しそれでうまく回っているのだという、今の状況の評価しておられるのです。やみくもに指定管理者がだめだと言われているわけではないと思います。

尾関委員は、なぜ中央館を指定管理者にしなければいけないかについては何もおっしゃっていませんから、これは反論としては弱いのかなと思わざるを得ません。

○直原教育長 傍聴の方はお静かに願います。

○細田委員 関係機関や図書館相互の連携について申し上げます。指定管理者を導入しても公立図書館であることに変わりはありませんので、相互連携も変わりません。実際に指定管理者を導入した他団体においても問題なく行われています。あと15番ですが、これまで地区館が機能したのは中央図書館が直営だったからという意見ですが、指定管理者を導入すれば、中央図書館と三つの地区館を同一の事業者が一体的に運営することができるようになり、市は図書館設置者の立場なので指定管理者が業務要求水準書に基き、そのとおりしっかり図書館運営を行っているかをモニタリングし、必要に応じて指導することができると思います。

○名取委員 もし、細田委員がおっしゃるようなことであれば、このたび高市総務省総務大臣がおっしゃるように「地方団体について教育機関、調査研究機関としての重要性に鑑み、司書、学芸員を地方団体の職員として配置することが適切である」ということを、多くの地方団体がこのような意見を述べ、その意見を踏まえて方針を変更していますから、今のご意見は、高市総務大臣の決定とそれと全くそぐわないご意見だと思います。ということで、あまり根拠がないのではないかと思います。

○細川委員 私は13番の「図書館は収益を生まない」というご意見が気になりました。「民間企業は営利目的があるのだから収益を生まない図書館にはそぐわない」ということですが、そうとは言い切れないのではないかと思います。民間の創意工夫や自主的経営などを生かしてサービスの向上や効率的な運営を目指していけば、できるのではないかと思います。

○直原教育長 ほかにはいかがでしょうか。この部分はよろしいでしょうか。続いて、21番から24番になります。「選書・除籍について」は先ほど既にある程度ご意見いただいています。ほかにご意見はありますか。よろしいですね。次の「国等の見解に対して」については、先ほど名取委員からトップランナー方式についてのご意見がありましたが、ほかにご意見はありますか。

○尾関委員 そういう方針が出たことは承知していますが、都道府県や市区町村によって状況はいろいろ違うと思います。中央図書館に対する問題ではコスト面も関係がありますが、特に、財政面については東久留米市が指摘しているとおります。また、司書資格を持っている正規職員が退職していなくなるというタイミングもあると思います。そういう点で、東久留米市もほかの市と同じ状況だと考えるのは違うのだらうと思います。

○名取委員 重ねて申し上げます。この経済財政諮問会議は内閣府が置かれている国の重要政策会議でして、それまではトップランナー方式と言いまして、図書館も検討項目になっていたのです。要するにまだ実施はされていなかったのです。ですが、高市大臣は図書館を民営化することについて来年度にこれを検討しようとして、図書館を指定管理にしたところには交付金を余計に出そうということで、トップランナー方式に入れようとしていたのです。しかし、それに対して全国の地方団体や関係省庁等が大反対して、その導入は止めると、明確に降ろしたのです。だから、もはや指定管理者を入れても交付金が余計に来ることはないのです。それはものすごく大きなことですので、全国の自治体はみんな大喜びです。特に、今まで指定管理者で何とか成功しているところは、直営による図書館運営がだめで、こうなったらしょうがないというところが成功していると言われているのです。

しかし、東久留米市の図書館は、皆様がおっしゃるように非常にうまく運営しているのです。尾関委員がおっしゃったことについては直営で幾らでもクリアできるのです。直営でやろうと考えれば、市民の皆様の協力の下に幾らでも素晴らしい図書館はできるのです。それ

を自ら放棄する理由は、総務大臣発言で、さらになくなってしまったということです。それに対して尾関委員のご意見は私としては反対せざるを得ないです。

○直原教育長 ほかにいかがでしょうか。審議に支障がありますので拍手は止めてください。ほかにご意見はありますか。よろしいですか。

それでは、次の「サービス（実務）と行政を分けることについて」に入ります。いかがでしょうか。

○細田委員 実務と行政を分けることについてですが、先ほども申し上げましたが、民間の創意工夫や自主的経営を生かすために指定管理者を導入し、図書館の運営を委ねる一方、市は図書館設置者として指定管理者に対するモニタリングと指導を担います。行政の役割をこのように整理し、そのために必要な職員を計画的に育成していく考えです。

○名取委員 本当に二重行政になるのですね。せつかくコストを削減しようと言いながら、選書から何から全部に目を配ることはなかなか難しいのです。それをきちんと見守ることができる人を教育委員会内に一人確保しなければいけないということなのですよ。ここにはそう書いてあるけれども、こんなに厳しい行財政状況でそれができるのかなという疑問がとてもあります。そもそもこんなことは本当に無駄なことです。図書館が直営であれば良いのです。図書館長がこうやって、ここに座っておられれば良いのです。ただし、もちろん窓口業務などの幾つかは業務委託できると思いますし、それはどんどんすれば良いと思いますが、指定管理者にしてしまったらおしまいだと思います。

○尾関委員 先ほどから言っていますが、正規職員が半減するということは、見かけ上の給与以外にコスト削減効果があると思います。もちろん名取委員の言うように、指導・監督することが必要だというのは当然ですが、それも含めてもコスト削減効果というのは非常に大きいと考えます。

○名取委員 人件費では見かけ上コスト削減かもしれませんが、既に地区館もどんどんお金を使うようになっていきます。皆さんもご存じのとおりです。ですから指定管理者制度は経費がかからないなんてとんでもありません。ましてや業者は利益を上げなければいけませんから、コストを下げるために——このコストというのは従業員のコスト、従業員の給料ですよ。パブリック・コメントの中に、務めていた図書館が指定管理者になってしまった職員の方のご家族の声があります。娘さんが、指定管理者になった後も引き続き勤めていたらあまりにも待遇が悪くなってしまったので仕方なくて辞めた。そして今は直営の図書館で伸び伸びと勤めていますという声があります。指定管理者になったら職員の待遇が良くなるなんてとんでもないことです。それにコストが下がるというのは見かけの話で、尾関委員は全然民間業者の利益ということを考えに入れていらないとしか思えません。

○直原教育長 ほかに、この部分でいかがでしょうか。サービスと行政を分けることについて、よろしいですか。

次の、これは一つだけですが「図書館専門員について」ということで、いかがでしょうか。

○名取委員 図書館専門員について、本当に今回のパブリック・コメントで中央図書館の図書館専門員の業務、能力の高さについてお褒めをいただいて本当にありがとうございます。この能力というのは目に見えるものではありませんから、皆様が本当に目に見えない能力、高さを評価してくださるということ心から感謝するものであります。

その中には「こんなに素晴らしい図書館専門員なのだからもっと処遇を良くしろ」という

お声があり、もっともだと思えます。これはお金には換算できないくらいの素晴らしい能力を持っておられます。ですから、今いる専門員の能力最大限をもっともっと活用して、素晴らしい図書館に皆様と一緒にしていきたいと思えます。

○**細田委員** 図書館専門員についてですが、地域資料、行政資料関係等、障害者サービスについては市直営業務としているので、これらを担当する図書館専門員を任用することになると思えます。

○**直原教育長** 次に、大きなくりの「方針案について」ということではいかがでしょうか。

○**名取委員** 確かに、多くの皆様がおっしゃっているように明確な将来像がこの方針（案）には入っていません。私もパブリック・コメントを見て、ああなるほど、こういうことなのかと思いついたことがあります。これは私一人の思いつきですが、本市には皆様ご存じのように縄文遺跡からの多くの遺跡があります。資料室はありますがごく小さなものでして、例えば東村山市にあるような立派な館にはなっていません。東村山市、清瀬市、西東京市、小平市などの近隣には全て遺跡等の資料を保存や展示する立派な施設がありますが、本市は本当に小さなもので、学芸員もいない状況です。一方、図書館は、最近、市のさまざまな郷土資料を集め、皆様からお褒（ほ）めをいただいています。ですから、将来はこの図書館を郷土資料とか遺跡資料を示す館と、さらに市が求められている行政文書の公文書館との複合館にして、東久留米ならではのコストを削減するために館長一人を配置したら、近隣にも誇れる素晴らしい複合館になるのではないかとちょっと夢を見てしまいました。もちろんそのためには、図書館を指定管理者にしてしまったらこんなことはできませんので、市民の皆様と将来の図書館について話し合い、もっと知恵を働かせていきたいというのが私の希望です。

○**直原教育長** 名取委員からも言及がありましたが、34番のところで、この方針（案）に具体的な計画や判断の基準が出ていないのではないかというご意見があります。これは方針（案）の中にも記載がありますが、目指すべき図書館は具体的にはどういうものなのかということについて、今後、指定管理者導入の準備期間を設けていますので、その中で子育て世代向け事業や学校支援事業、市民協働事業などを展開し、目指す図書館像の具体化を進めていく、そして、それに基づいて指定管理者に実施を求める事業の内容を定め業務要求水準書に記載する、そういう考え方でこの方針（案）はつくられています。

○**名取委員** 指定管理者制度はノーと、市民の皆様は言うておられます。もう一度確認しておきます。

○**直原教育長** 次の35番は指定管理者導入の短所についてということで、これは「第二次あり方検討委員会報告」で述べられていた指定管理者制度の短所はどうかということ。これも方針（案）に記載がありますが、市の責任にかかわること、選書・除籍にかかわること、市民協働にかかわることの三つに整理した上で、先ず市の責任については、直営業務、図書館行政、指定管理者に対するモニタリングと指導とに整理をし、そのために必要な職員を配置すること。それから、選書・除籍については、定期的な評価に当たって学識経験者、市民代表を含む外部委員会を設置すること。そして、市民協働に関しては、指定管理者選定において、市民協働に対する姿勢や実績を評価することなど、方針（案）に具体的に述べています。以上補足させていただきました。

○**名取委員** それについてです。確かに指定管理者にしたらそれは必要だと思いますが、そもそも今私たちが求められているのは指定管理者にするかどうかということであって、市民の

皆様が指定管理者ノーと言っているのですから、その方針（案）というものはもはや机上の空論となっていると思います。

○直原教育長 パブリック・コメントで出された疑問あるいは意見に対してどう考えるか、ということをは今日はいろいろ議論していると認識しています。結論ありきではないと思っています。

○名取委員 私もそのように認識しています。

○直原教育長 この方針（案）についての部分はほかによろしいでしょうか。38番のところですが、「正規司書の退職は運営方法変更の理由にならないのではないか」というご意見をいただいています。このことについては市の内部のことなので私から説明させていただきませう。これまで中央図書館は正規の司書職員を中心とし、また、市全体の職員の人事異動の中で司書の有資格者やあるいは図書館業務が適している職員を配置して図書館運営を行ってききましたが、正規司書職員全員退職ということ踏まえ、今後は市の人的資源が限られている中で、民間の資源が充実している図書館運営については民間活力の導入を積極的に行うということがこの方針（案）の考え方です。

次に「コストについて」のところでご意見をいただきたいと思っています。39番から42番です。いかがでしょうか。

○尾関委員 たびたび申し上げていますが、名取委員から先ほど質問もありましたが、要するに正規職員のコストを意図的に無視されているのかどうか分かりませんが、正規職員の給与が1.5倍から2倍かかるという現実と、現在の市の財政状況を考えるとこの方針（案）が出てきたと解釈しています。そういう実態の中で、中央図書館で現在行われているサービスを考え、これからの図書館像をつくっていく中では民間活力を入れた方が良い、指定管理者方式にした方が良いのではないかとというのがこの方針（案）だと思います。

○名取委員 先ほど冒頭に申しましたとおり、市の財政健全経営計画に関する基本方針がこの（案）の冒頭で「図書館運営方針策定の背景」として示され、根拠になっています。財政健全経営実行プランの中の「（4）の民間活力の導入及び行政サービスの維持向上」。尾関委員は、「行政サービスの幅広い分野において民間の持つノウハウや専門性を生かした事業、運営方法の導入をさらに進め、多様な行政需要に対応し得る行政運営に取り組みます」という部分をおっしゃっていると思いますが、実はこの運用がそもそも間違っているということです。それはこの12月にパブリック・コメントをくださった88番の方のご意見にきちんと明記されています。

○岡野図書館長 今日の資料でお配りしている88番のご意見の中の「3 財政健全計画案との不一致」というところです。読ませていただきます。「中央図書館民営化の根拠の一つとして挙げられている『財政健全経営計画に関する基本方針』についてであるが、私は委員の一人としてこの策定に関わった。確かに、実行プランの一つに『民間活力』の項目はある。さらに個別項目の中には、『中期的視野に立った図書館運営方針の見直し』とある。しかしこれは同じ文脈の中で書かれていた文章ではまったくなく、都合のいい文章のみ引用し、つなぎ合わせた文言に過ぎない。実際、会議の中で図書館民営化について議論された場面では、『中央館は直営で維持してほしい』という意見が多数であった。中央図書館民営化の根拠の一つとして『財政健全計画に関する基本方針』からの引用を一部分のみ持ち出し、作文することに対して、恣意的、意図的なものを感じ、また策定に関わった委員の一人として憤りを

感じる」というご意見です。

○名取委員 ということ、これは背景から根拠がないということが分かりました。さらに、今回コストについて皆様から多くのパブリック・コメントが寄せられていたものは、要するに何でご都合主義のコスト計算なのか、また、複数の業者から見積もりを取るべきではないかというご意見があります。中央図書館の司書のレベルを考えれば、単なるコスト計算ではなく、きちんと分館を指導できるようなレベルの司書を雇うべきだと思います。尾関委員は専門員のコストの高さとおっしゃいますが、能力がある人がそれなりの給料をもらって当然なのです。中央図書館は能力のある図書館であるべきです。それを無視することはできません。

現に、千代田図書館は本当に年々コストがかかっています。指定管理者になるから安くなるなんてとんでもなくて、それは足元の分館を見れば良いと思います。私たちの分館が指定管理者にされてどんなにコストが増えてきているか。尾関委員が本当にコストを心配されるのであれば、分館を即座に廃止するというご意見でも良いと思うくらいです。

○直原教育長 財政健全経営計画実行プランについてお話がありましたので、誤解があると困りますので、私から補足説明をさせていただきます。財政健全経営実行プランでは、「図書館について教育文化の拠点としての役割を明確にし、効率的で持続可能な管理運営方法確立する」となっており、もちろんこの中で指定管理者を入れるとかそのようなことは決めていません。財政健全経営計画実行プランで言われた、効率的で持続可能な管理運営方法とは何なのか、どういった管理運営方法が良いのか、それは教育委員会に検討を委ねられているものです。あり方検討委員会で二つの方式が両論併記になり、それぞれを検討し今日に至って、方針（案）として教育委員会としては指定管理者導入が準備期間を置いた上で望ましいのではないかということでもとめたものです。財政健全経営計画実行プランにそこまで書いてあるわけではもちろんありません。

○名取委員 多くの方が憤りを感じていらっしゃるの、この矢印が怪しいことだと思います。「（４）民間活力の導入により、行政サービスの維持向上」。ここで「民間活力」と言い、矢印をしてそれに図書館を持ってきていますから、これは指定管理者を指していると読めるように仕立てられているのです。これが怪しいということです。

○直原教育長 そうではありません。ここでは民間活力の導入についてはさまざまなやり方があるので、その提起を受けて教育委員会として、具体にはどういう方法が良いのかというものを検討してきました。財政健全経営計画実行プランでは指定管理者導入などとは言っていないです。

○名取委員 そこまでは言っていないですが、民間活力導入によると言っています。

○直原教育長 つまりそのことをわれわれが考えるということなのです。

○名取委員 われわれは今まで考えていません。

○直原教育長 このコストについては、ほかによろしいでしょうか。次に「施設の貸出と整備」について。「整備」の方は大規模改修の要望ですので、「施設の貸出について」のご意見いただいておりますがこれについていかがでしょうか。行政内部のことかもしれませんが、施設の貸出については、東久留米市では平成24年度に公共施設使用料のあり方について全庁的な整理が行われた際、図書館の集会施設については図書館事業に利用するというので、そこから除外されています。そのため、今回、市民団体への一般貸出を終了し、図書館事業

のために活用していくというのが今回の方針（案）の考え方です。

次に「手続について」のところはいかがでしょう。45番から48番までです。

○細田委員 方針（案）に対してパブリック・コメントによって、広く市民の方からさまざまなご意見をいただき、一つ一つを読ませていただきました。図書館協議会のご意見も拝読しました。今日はこれらのご意見の内容を検討し、その上で教育委員会として方針決定がされるものと考えています。

○直原教育長 ほかの方はいかがでしょうか。最後に「現状について」のところについてはいかがでしょうか。

○名取委員 市民の皆様が言われているとおりに思います。市内外からよくこれだけ東久留米市の図書館のことを見てくださっていると思います。現状が本当に素晴らしいから、指定管理者になるのかを皆様が心配し、これだけのパブリック・コメントをくださっていると思います。私もこれを読み本当にありがたく思います。私たちは社会教育を担っています。学校教育と社会教育とは車の両輪であり、その社会教育の重要な一部を民間にするかどうかという今、それに対して市の内外からこんなによくやっている図書館が直営であればもっともっと発展できるのに、どうしてそれを切り離して民営化してしまうのかと、びっくりされてご意見をくださっているのだと思います。ですから、この現状を高く評価していただきましたことについて、教育委員会の一人の委員として心から御礼申し上げます。

○直原教育長 拍手は止めていただきたいと思います。ほかにご意見はありますか。

○細川委員 東久留米の中央図書館など、図書館を使用している方に対してはいろいろなサービスがあり、ボランティアの方もいろいろいらして、サービスがとても良いという意見もあります。ただ、指定管理者になって民間会社が入ればもう少し明るい図書館にできるのではないかという意見もあります。中央図書館自体がちょっと暗いかな。「中央図書館はどこにあるの」というご意見もあります。東久留米の図書館はここにあるということを皆さんに示すためにも、もう少し改良していった方が良いのではないかと私も思います。名取委員が言われましたが、意見をくれた方は2票ではないのです。選挙もそうですが、市民の意思表示としては1票は1票なのです。私は実際に他の方の意見も聞いて決めさせていただきます。

○直原教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

最後の55番は、現行の地区館の指定管理者の職員のスキルが不十分ではないかというご意見やご指摘をいただいています。地区館への指定管理者導入の検証結果では利用者満足度が高いと評価されていますが、この最後の部分の知識やスキルについて、今回こうしたご意見が出されたということは確かに真摯に受けとめないといけないと考えておまして、指定管理者への今後の指導に生かしていきたいと思えます。以上でよろしいでしょうか。

続いて、内容的には重複をしていると思えますけれども、図書館協議会からいただいた8点のご意見について、また重なる部分が多いわけですが、ご意見を頂戴したいと思います。資料、よろしいでしょうか。

図書館協議会のご意見です。1番目の「現行の図書館運営を適切と考えます」これは総論的な部分ですが、いかがでしょうか。

○名取委員 少数意見だと思いますが、私はおっしゃるとおりだと思います。まさに地区館の成果は中央図書館のコントロールがあるからこそであり、中央図書館と地区館がそれぞれの役割の違いを認識し、責務を果たすことで、選書や図書館事業全体を市が責任ある体制で統

括することができる。現状の体制を維持すべきという意見が大勢を占めました。現行の運営体制は適切なものであり、図書館長をはじめ、市の管理職員、専門職員と地区館指定管理者の統合した運営体制の継続を望みます。おっしゃるとおりです。

○直原教育長 ほかの方はいかがでしょうか。

○尾関委員 正規司書職員が全員退職となることから、図書館運営を担う経営能力と専門性ということを考えると、外部から民間から確保することになると思います。現在の指定管理者はさらに地区館をレベルアップさせていかなければなりません。その事業者が一体となって中央図書館と行えるというメリットもあると思っています。全体的にそういう方向で行くべきだということは、図書館協議会の意見でもあると思っています。

○名取委員 図書館協議会はそう言っていません、尾関委員。それは修正していただいた方がよいと思います。

○尾関委員 それは解釈の相違ですね。

○名取委員 見解の相違ではありません。国語力の問題です。

○尾関委員 ここで国語力を言われるとは思いませんでしたね。

○直原教育長 二つ目の「「今後目指すべき図書館像」が確実に実現されることを望みます」という部分についてはいかがでしょうか。これは特によろしいですか。

次に3番目の「図書館の選書は市民の文化の根幹であり、公明正大さを求めます」というご意見についてはいかがでしょうか。これは先ほどいろいろご意見をいただきましたが。

○名取委員 先ほどと同じですが、こんなことはできるはずがありません。要するに、指定管理者になってしまったら、選書と除籍がどんな状況になるのかについては既に先例があります。委員会をつくると言われても、それは今おっしゃっているだけであって現実には動くとは思いません。現在、立派な中央図書館があるのですから、そこにやってもらえば良いのです、そのまま直営で。それが一番コストも低くて市民も納得する。東久留米として最適な解だということを繰り返し指摘させていただきます。先ほど図書館長もおっしゃったように、あれだけ綿密な選定・除籍の作業が民間業者にできるはずはありません。仮に外部からの委員にお願いしたとしても、そんなに暇な委員はいらっしゃらないと思います。だから実現不可能な案をただ並べていらっしゃるだけということで、説得力がないと思います。

○直原教育長 ほかの方はいかがでしょうか、よろしいですか。この部分は先ほどパブリック・コメントの見解のときに発言していただきました。

それでは、次の4番の「図書館長や図書館運営の要となる市の職員の育成、配置を求めます」ということについてはいかがでしょうか。

○名取委員 以前、小平市の図書館に、直原教育長が私たち教育委員全員を視察に連れていってくれました。小平市では司書を昭和50年から採用していないということでした。行政職員が司書資格を取り、ローテーションで館長になったりしているのです。館長になった後は教育部長とかになられ戻ってくるのです。そうしますと非常に良いことがあって、事務局の中の偉いところに、きちんと図書館のことを知っている人が座るということなのです。もしそうなったら、今回のような問題は起こらないかもしれないと思います。隣の小平市が立派な図書館運営しておられますから、その良いところ取りをすればいいだけのことです。そういう意味で、司書資格のある方が定年になってしまったなどというのは全く理屈にならない。小平市が既にきちんとやっていることをやればいいだけであると思います。現に今の図書館

も、市の職員が司書資格を持ってきちんと配置されています。そういう人をこの有能な館長がきちんと教えれば、素晴らしい図書館が継続するのです。

○直原教育長 この部分についてはほかによろしいですか。これも先ほど申し述べたところです。

続いて、次の5番目の「財政効果の少ない運営方法の変更には利点がないと考えます」というご意見についていかがでしょうか。これもパブリック・コメントと重なっていると思いますが。

○名取委員 再度申し上げます、何しろ少数ですから。指定管理者になれば経費削減効果があるということはとんでもないことです。千代田図書館や本市の地区館を見ると、どんなに市民の財政を圧迫しているというか、年々コストが上がっているか。既に数値は公開されているのに、本当によくこんなことが言えるものだと不思議ではないのです。図書館協議会の方々がおっしゃるとおりだと思います。

○直原教育長 この部分も先ほどずっとご議論をいただきましたので、よろしいですね。

次の6番目の「中央図書館のさらなる発展を望みます」ということですが。

○名取委員 私は中央図書館のさらなる発展を望む者です、もちろん直営下で。そして今回のパブリック・コメントで国会図書館の職員の方が意見を出しておられ、方針（案）に欠けているものが二つあると指摘されています。一つは、市議会と行政職員にもっと開かれる図書館にするべきであると。それは国会図書館が国会のための図書館ですから当然のことですが。考えて見ますと、市の直営の図書館でもそういうサービスをきちんと広げている図書館はあります。本市でもそれを中央図書館に率先してやってもらうことが非常に大事だと思います。それによって市の行政とそして議会のレベルが確実に上がると期待しています。

○直原教育長 「目指す図書館像」の中にも「市政やまちづくりに貢献する図書館」は入っています。いずれにしてもやっていかななくてはいけないことだと思っています。

○名取委員 ありがとうございます。

○直原教育長 次に、7番の「市民がつくった図書館を大事に発展させることを望みます」ということについてはいかがでしょうか。

○名取委員 これもおっしゃるとおりでして、東久留米の図書館はもともと市民の文庫が発展しているものです。今回のパブリック・コメントでも、この文庫活動にかかわった方々からたくさんの意見が寄せられています。このような図書館は本当に市民の図書館なのです。ですから、これについてはまさにこの図書館協議会の方々のおっしゃるご意見と同じです。

○直原教育長 ほかの方はよろしいですか。これも方針（案）の中にありますが、これまでの市民協働の経験や経過を尊重しながら、準備期間を通じて市民協働の新たな形態を準備し、円滑な指定管理者導入を図るとしています。先ほども発言がありましたが、市民協働に対する姿勢や実績を評価して指定管理者を選定しようというのが方針（案）の考え方でした。

最後に8番目の「教育委員会の方針決定にあたっては、市民の意見や専門家の意見を聞き、市民に開かれた検討過程を経て決定されることを望みます」というご意見についてはいかがでしょうか。

○名取委員 そもそも私たち教育委員は図書館行政について素人といってもいいものですから、最初のころに「図書館協議会の方の意見を聞かしてください」と教育長に何度もお願いしましたが拒否されました。今考えますととても残念なことだったと思います。図書館協議会は

図書館に関する専門家の方が集まっているわけですから、その方々の意見を聞かないで、どうして私たちが適正な判断ができませんか。そのことをもう一度強く申し上げておきます。

○直原教育長 これまでも何度もお話ししましたが、図書館協議会の方々のご意見については議事録の形で、そして、今日ご議論いただいた方針（案）に対するご意見をいただき、皆さんに検討をお願いしてきました。

パブリック・コメントと図書館協議会のご意見について、皆さんから見解を出していただきました。また、図書館の関係では、請願がもう1件出ているという報告がありました。こちらについてはこれまで受理している請願、方針決定と併せて回答をまとめたいと思っています。

以上で、図書館関係を終わり、次に東京都の学力調査の関係についての報告を指導室長からお願いします。

○穴戸指導室長 「平成28年度東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果について」報告します。資料1枚目の「平成28年度東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果についてI」をご覧ください。本調査は東京都が実施した調査で、本年7月7日に実施し、対象学年は小学校第5学年、中学校第2学年です。実施教科は小学校が国語、社会、算数、理科。中学校が国語、社会、数学、理科、英語の5教科となります。

全国の調査との違いですが、小・中学校で理科と社会の調査が、中学校では英語の調査があることです。また、対象学年も全国の調査は小学校第6学年と中学校第3学年でしたが、本調査は小学校第5学年と中学校第2学年であることです。詳しくは統括指導主事から述べさせていただきます。

○富永統括指導主事 1枚目の資料ですが、結果については正答数分布のグラフの中に幾つかの指標を盛り込んでいます。正答数分布は縦軸が児童数の割合、横軸が正答数です。棒グラフが本市の全体の結果、折れ線グラフが東京都の結果です。中央にあるやや細い線は本市の平均正答率に対応した正答数の位置に引かれています。その隣の点線は都の平均正答率に対応した正答数の位置になります。一番上の段の左から小学校国語、社会、算数、そして中段の一番左が小学校の理科です。小学校は4教科全てにおいて東京都の平均正答率を下回っています。中段中央から中学校の国語、社会、そして一番下の段は左から数学、理科、英語となっています。中学校も5教科全てにおいて東京都の平均正答率を下回っています。このほか、全教科において習得目標値と到達目標値を示しました。一番上の段の左端「小学校国語」をご覧ください。グラフの右に引かれている黒い太い線は到達目標値です。教科書の練習問題が解けるレベルの力があると判断できる目安になる数字のところに引かれています。小学校国語の到達目標値は17問です。その下にはこの目標値に達成した児童の割合を示しています。本市は31.4%、東京都が37.8%となっています。東京都と比較して、到達目標値に達している児童の割合が低くなっています。一方、グラフの左側に引かれている黒い太い線は習得目標値です。これは教科書の例題レベルの問題が解ける力があると判断できる目安のところに引かれています。小学校国語習得目標値は6問です。その下にはこの目標値に達していない児童の割合を示しています。本市は1.5%、東京都も1.5%となっていますので、東京都の割合と同じになっています。他教科も見てみると、小学校では習得目標値をクリアしていない児童が依然見受けられるとともに、到達目標値に達している児童の割合が都と全体と比較して低い状況です。今後も基礎的・基本的内容の定着と活用していく力を

伸ばしていく必要があります。中学校は都との平均正答率の差が2.4ポイント以内におさまっているものの、習得目標値に達していない生徒の割合は中学校数学を除いて東京都に比べ数が多くなっています。また、到達目標値に達している生徒の割合は全教科において都より低くなっています。この部分については、一層、今後とも改善を図る必要があると考えています。

2枚目「結果について」をご覧ください。平均正答率と成果・課題が見られた問題例について、小学校から説明します。本資料では左側に平均正答率の一覧を、右に成果・課題が見られた具体的な問題を例として示しました。まず、左側の上段の表をご覧ください。平均正答率は小学校で全ての教科において東京都の平均正答率を2.4から3.4ポイント下回っていますが、昨年度に比べ東京都との差は全教科において縮まっています。その下の表は各教科について観点別に見たものです。観点別の中の《学習指導要領に関する内容》及び《読み解く力に関する内容》は、昨年度は全てにおいて東京都の平均を上回っているものではありませんでしたが、今年度は読み解く力に関する内容の国語の情報を取り出す力が東京都の平均正答率を上回るとともに、そのほかにおいて8割以上の観点で昨年度よりも東京都の平均正答率の差が縮まっています。右側をご覧ください。東京都の平均に比べ各教科の正答率が高かった問題、上位の問題と課題が見られた問題を掲載しています。それぞれの問題の後ろにある隅括弧で示しているものはその問題の観点ということになります。課題が見られた問題では、思考力に関する問題が多くなっています。このようなことから小学校においては、昨年度から取り組んでいる東京都の学力ステップアップ推進地域指定事業による算数、理科の支援や今年度から取り組んでいる本市独自の国語力ステップアップ学習事業の成果が徐々に表れてきていると考えられます。ですが、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る指導とともに、思考力・判断力・表現力等を伸ばす指導、上位層を増やし、さらに伸ばす指導の充実が今後も課題であると考えています。

3枚目「結果について」をご覧ください。中学校の説明をします。資料の構成については先ほどの小学校と同じとなっています。小学校と同様に観点別に見ると、中学校は全ての教科で東京都の平均正答率を1.3から2.4ポイント下回っています。学習指導要領に関する内容では社会、理科の技能、そして英語の思考・判断・表現、戻りまして、また、社会の知識・理解において東京都の平均正答率よりも差が大きい状況です。《読み解く力に関する内容》では数学の解決する力、そして、英語の比較・関連付けて読み取る力で東京都の平均正答率よりも差が大きい状況です。右側には東京都の正答率と比べ、上位の問題と課題が見られた問題について掲載しています。課題を見ると、知識・理解と思考力に関する問題が多くなっています。中学校においては、東京都学習ステップアップ推進地域指定事業による数学の補習等の取り組みにより、習得目標値未達の生徒の割合が少なくなりました。また、到達目標値以上の生徒の割合も昨年度よりも多くなっています。基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る指導は引き続き取り組んでいきますが、今後は思考力・判断力・表現力等を伸ばす指導、中間層を上位層に引き上げていく指導を充実させていく必要があると考えています。

最後に架空の学校ですが、A小学校で作成されている4枚目、学校別の個票をご覧ください。本資料は都の学力調査について、学校ごとに集計したものがどのようなものかを示したものです。市全体では小学校、中学校ともに習得目標値をクリアしていない児童の割合が少なくなっています。学力の伸びが見られるものの、中間下位層が多くなっています。また、

到達目標値に達している児童の割合が少ない状況です。ですが、学校ごとにまとめてみると、各学校によって異なる成果・課題が明確になります。例えば、このA小学校の国語であれば習得目標値未満の児童はいませんが、到達目標値に達している児童が都の平均よりも4.9ポイント低くなっています。このことから、国語においては中間層の引き上げが今後の課題と分析をしていきます。

次に、算数をご覧ください。習得目標値未満の児童の割合は都の割合を若干上回っており、中間下位層が東京都全体の割合を大きく上回っています。このことから、このA小学校においては、算数において基礎・基本の指導の一層の充実を図ることが今後の課題として分析することになります。現在、各学校では本資料等をもとに分布や到達割合等の結果を分析し、その分析を踏まえた授業改善推進プランを作成しています。本日の教育委員会で報告後、学力調査の結果とそれを踏まえて改訂した授業改善推進プランを学校だよりや学校ホームページに掲載し公表をしていきます。また、市のホームページにも本日の資料である結果、及び学校ごとの結果を今後公表していきます。

○直原教育長 今回は都の学力調査になります。国の調査については先日報告してもらいましたが、学年が少しずれていること、科目も違うということで、こういう結果になっています。ご質問やご意見はありますか。

○名取委員 素晴らしく詳細に分析していただいております。これにより、国語の情報を正確に取り出す力が伸びているとか、あるいは全てにおいて都との差が少なくなってきたことなどについては、教育委員会が学校ごと、学年ごとにきちんと詳細に分析されており、どの辺に力を入れたらいいのかを詳細に指導されている結果だと思えます。この背景には膨大な仕事があったと思いますので、それを評価させていただきたいと思えます。

○直原教育長 ほかにはよろしいでしょうか。次の報告を教育部長からお願いします。

○師岡教育部長 「⑥平成28年第4回市議会定例会について」報告します。本日は次の資料を用意しています。平成28年第4回定例会会期日程表、平成28年第4回市議会定例会提出議案の一覧表、議案第65号の資料、平成28年第4回定例会一般質問の届出の一覧表、平成28年第4回市議会定例会請願付託表、28請願第36号と第43号の資料、28陳情第10号の資料です。先ず、日程ですが、平成28年第4回市議会定例会は12月5日から12月22日まで18日間の会期で開催されました。一般質問は7日から12日まで常任委員会は14日と15日で文教、厚生、建設、総務の4委員会が実施され、予算特別委員会は16日に開催されました。

次に、提出議案一覧表をご覧ください。議案番号65番から80番までの16議案が提出されました。その中で教育委員会に関係するのは「議案第65号 東久留米市教育委員会の委員の任命について」です。これは現教育委員会委員である尾関謙一郎氏の任期が平成29年2月28日をもって満了となるため、引き続き同氏を委員に任命するため議会の同意をお願いするものです。新しい任期は平成29年3月1日から平成32年9月30日までの3年7カ月です。議会初日に即決で採決をした結果、全員賛成で同意されています。

次に、「議案第75号 平成28年度東久留米市一般会計補正予算（第5号）」です。この中の一つ目は、指導室が行う外国語指導業務委託と教師用教科書及び指導書購入の契約差金による減額、そのほか特別支援学級の通学用自動車の利用が当初の見込みを下回ったため自動車借上料を減額すること。また、消防設備の定期点検報告が創設されたことに伴い、

小・中学校、図書館、生涯学習センターにおいて防火シャッターの検査報告業務委託の経費を要求したこと、国の第二次補正予算において学校施設環境改善交付金の交付が決定し、神宝小学校の大規模改造工事が採択されたことに伴い、工事請負費を来年度予算に繰越明許費として補正要求したことなどです。これらは予算特別委員会で審議され、特別支援学級の通学用自動車借上料の減額理由や神宝小学校の大規模改造工事のスケジュールなどの質問が出され審議された結果、全員賛成で可決すべきものとされ、最終日の本会議でも全員賛成で可決されました。

続いて一般質問です。一般質問の表をご覧ください。21人の議員のうち13人からいじめ、防犯カメラ、図書館運営、障害者スポーツの推進、放課後子供教室、特別支援教育、就学援助、特別教室へのエアコン設置、屋外運動施設の整備などについて質問がありました。答弁内容については、後日、市ホームページに掲載されます議事録をご覧くださいと思います。

続いて請願です。「28請願第36号 中央図書館へ指定管理者導入方針の撤回を求める請願」「28請願第43号 中央図書館の指定管理者制度の導入方針案の撤回を求める請願」です。文教委員会で審議され、指定管理者制度導入反対の立場からは、指定管理者から直営に戻した自治体の例や総務省が地方交付税算定の際に対象事業とするトップランナー方式から図書館管理を見送ったこと、パブリック・コメント図書館協議会の反対意見をどのように考えるかなどが挙げられました。また指定管理者制度導入賛成の立場からは、新たな図書館像を実現するために民間のノウハウを活用することが望ましい。他地域の見本となるようなものにしてほしい。民間事業者は利潤追求だけではない。社会貢献、地域との協働なども行っているなどが挙げられました。質疑の後、それぞれの請願について採決が行われ、いずれも賛成2、反対2の可否同数となり、委員長の裁決で不採択とすべきものとなりました。

また、最終日の本会議では最初にいずれの請願とも継続の動議が出され採択しましたが、賛成少数で否決、その後改めて採決した結果、いずれの請願とも賛成少数で不採択となりました。このほか「28陳情第10号 中学校に固定学級として自閉症・情緒障害特別支援学級の早期設置を求める陳情」が提出されました。内容は早期に中学校への自閉症・情緒障害特別支援学級の設置を求めること、中学校の知的固定学級に在籍する発達障害のある生徒への適切な学習機会の提供を求めるものです。現在陳情については市議会で審議されないため、提出された陳情書の写しが各議員に配付され、市長に参考送付されます。

以上の議論が交わされた中、平成28年第4回定例会は12月22日に終了しました。

○直原教育長 この件についてご質問はありますか。よろしいですか。

そのほかに報告事項はありますか。

○市澤生涯学習課長 生涯学習課から3点報告します。12月23日に小金井公園の中で、「多摩六都リレーマラソン」が開催されました。市役所からは2チームが参加し、職場の部で9位と12位という結果でした。そのほか市から23チームが出場していますが、結果が分かり次第報告させていただきます。

次に、1月8日、年明けになりますが、第七小学校で市内の少年少女駅伝大会が開催されます。こちらについては朝8時30分に開会式が行われます。翌日1月9日には生涯学習センターで成人式が行われます。こちらについても委員の皆様にご参加いただきたく、よろしく申し上げます。

○直原教育長 ほかにはありませんか。委員の方々からはよろしいですか。

それでは、この後、非公開の会議に入ります。傍聴の方はここでご退席をお願いします。

しばらく休憩とします。

(傍聴者 退席)

(休憩 午後零時09分)

(再開 午後零時10分)

※平成28年第9回臨時会は非公開の会議を行った後に閉会しました。

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

平成29年2月10日

教育長 直原 裕 (自 署)

署名委員 細 田 初 雄 (自 署)